

告 示

埼玉県告示第千四十四号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年九月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和六年十一月八日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館 4 A 会議室

三 受験手続

イ 受験案内の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センターにおいて、令和六年九月十七日（火）から配布する。

ロ 申込方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県環境部環境政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kurashi/kankyo/shizen/midorinohozen/jari/index.html>）で案内する。

(2) 持参による場合

受験案内で指定する書類に必要な事項を記入の上、埼玉県環境部環境政策課まで直接提出すること。

ハ 受付期間

令和六年九月二十七日（金）から十月十一日（金）まで

四 試験手数料

八千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）